

○総務省令第六十二号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の二及び第十七条の十四並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十三条、第三十四条第二号及び第三十六条第二項第四号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十四日

総務大臣 寺田 稔

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章・第一章の二 略〕

第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等

〔第一節 略〕

第二節 設置及び維持の技術上の基準

〔第一款 第五款 略〕

第六款 雑則(第三十一条の八―第三十三条の二)

第二章の二 消防設備士(第三十三条の二の二―第三十三条の十八)

〔第三章 第七章 略〕

附則

(不活性ガス消防設備に関する基準)

第十九条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 不活性ガス消火剤の貯蔵容器(以下この条において「貯蔵容器」という。)に貯蔵する消火剤の量は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 全域放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところにより算出された量以上の量とすること。

(イ) 通信機器室又は指定可燃物(可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分にあつては、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該防護区画の体積(不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じた体積。以下この条、第二十条及び第二十一条において同じ。)一立方メートルにつき同表下欄に掲げる量の割合で計算した量

〔表略〕

〔ロ・ハ 略〕

〔ロ 略〕

二 局所放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところにより算出された量に、高圧式のものにあつては、一・四を、低圧式のものにあつては、一・一をそれぞれ乗じた量以上とすること。

イ 可燃性固体類又は可燃性液体類を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、可燃物が飛散するおそれがない場合にあつては、防護対象物の表面積(当該防護対象物の一辺の長さが〇・六メートル以下の場合にあつては、当該辺の長さを〇・六メートルとして計算した面積。第二十条及び第二十一条において同

目次

〔第一章・第一章の二 同上〕

第二章 〔同上〕

〔第一節 同上〕

第二節 〔同上〕

〔第一款 第五款 同上〕

第六款 雑則(第三十一条の八―第三十三条)

第二章の二 消防設備士(第三十三条の二―第三十三条の十八)

〔第三章 第七章 同上〕

附則

(不活性ガス消防設備に関する基準)

第十九条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 全域放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところにより算出された量以上の量とすること。

(イ) 通信機器室又は指定可燃物(可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱う防火対象物又はその部分にあつては、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該防護区画の体積(不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じた体積。以下この条、次条及び第二十一条において同じ。)一立方メートルにつき同表下欄に掲げる量の割合で計算した量

〔表同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔ロ 同上〕

二 局所放出方式の不活性ガス消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところにより算出された量に、高圧式のものにあつては、一・四を、低圧式のものにあつては、一・一をそれぞれ乗じた量以上とすること。

イ 可燃性固体類又は可燃性液体類を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、可燃物が飛散するおそれがない場合にあつては、防護対象物の表面積(当該防護対象物の一辺の長さが〇・六メートル以下の場合にあつては、当該辺の長さを〇・六メートルとして計算した面積。次条及び第二十一条におい

じ。一平方メートルにつき十三キログラムの割合で計算した量

〔ロ 略〕

〔三・四 略〕

5 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一〜六 略〕

六の二 貯蔵容器には、消防庁長官が定める基準に適合する安全装置（容器弁に設けられたものを含む。第十三号ニ、第二十条第四項第四号イ及び第六号の二並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二において同じ。）を設けること。

〔六の三 略〕

七 配管は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔イ〜ハ 略〕

ニ 落差（配管の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。第二十条第四項第七号ホ及び第二十一条第四項第七号トにおいて同じ。）は、五メートル以下であること。

〔八〜十二 略〕

十三 起動用ガス容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）には、起動用ガス容器を設けること。

ロ 略

ハ 略

ニ 略

十四 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のイ及びロに定めるところによること。

ロ 手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。

ハ 全域放出方式のものには、消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること。

〔ロ 略〕

〔十五 略〕

十六 自動式の起動装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 起動装置は、次のイ及びロに定めるところによること。

ロ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

ハ 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）に設ける起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること。

〔ロ〜ニ 略〕

て同じ。一平方メートルにつき十三キログラムの割合で計算した量

〔ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

〔同上〕

〔一〜六 同上〕

六の二 貯蔵容器には、消防庁長官が定める基準に適合する安全装置（容器弁に設けられたものを含む。第十三号ハ、次条第四項第四号イ及び第六号の二並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二において同じ。）を設けること。

〔六の三 同上〕

七 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 落差（配管の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。次条第四項第七号ホ及び第二十一条第四項第七号トにおいて同じ。）は、五メートル以下であること。

〔八〜十二 同上〕

十三 起動用ガス容器は、次のイからハまでに定めるところによること。

〔新設〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

十四 〔同上〕

イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。

〔新設〕

〔ロ 同上〕

〔十五 同上〕

十六 〔同上〕

イ 起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

〔新設〕

〔ロ〜ニ 同上〕

十七 音響警報装置は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 全域放出方式の不活性ガス消火設備に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを除く。）にあつては、この限りでない。

〔ニ 略〕

〔十八 略〕

十九 全域放出方式の不活性ガス消火設備には、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ホ)までに定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

(ハ) 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器的間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること。

〔イ・ロ 略〕

〔ホ 略〕

(ホ) 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、次の(1)及び(2)に定める事項並びに日本産業規格 A 8 3 2 2（二〇二二）の図 A.1（一）の長さが〇・三メートル以上のもに限り、(一)を表示した標識を設けること。

(1) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。

(2) 消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入つてはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合は、この限りでない。

ロ 窒素、I G—五五又は I G—五四一を放射するものにあつては、イ(ニ)の規定の例によること。

〔十九の二・十九の三 略〕

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第一項第四号ロからホまでの規定の例により設けること。

二十一 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路（第二十條及び第二十一條において「操作回路等」という。）の配線は、第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

〔二十二〜二十四 略〕

〔6 略〕

第十九條の二 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 閉止弁は、次のイ及びロに定めるところにより維持すること。

イ 工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態であること。

ロ イに掲げる場合以外の場合は、開放された状態であること。

十七 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物にあつては、この限りでない。

〔ニ 同上〕

〔十八 同上〕

十九 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

ロ 窒素、I G—五五又は I G—五四一を放射するものにあつては、イ(ハ)の規定の例によること。

〔十九の二・十九の三 同上〕

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第一項第四号ロ、ハ、ニ及びホの規定の例により設けること。

二十一 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路（次条及び第二十一條において「操作回路等」という。）の配線は、第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

〔二十二〜二十四 同上〕

〔6 同上〕

〔新設〕

二 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること。

三 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持すること。

四 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、第十九条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一〇四 略〕

2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、第十九条第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号イの規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一一二 略〕

〔三 略〕

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〇二の三 略〕

二の四 全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、第十九条第五項第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によること。

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、第十九条第五項第四号ロの規定の例によること。

〔三 略〕

四 貯蔵容器等は、第十九条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

〔イ〜ハ 略〕

〔五〜九 略〕

十 選択弁は、第十九条第五項第十一号イからハまでの規定の例によるほか、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

〔十一 略〕

十二 起動用ガス容器は、第十九条第五項第十三号(同号イを除く。)の規定の例により設けること。

十二の二 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号(同号イ(ロ)及びハを除く。)の規定の例により設けること。

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一〇四 同上〕

2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号イの規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

〔一一二 同上〕

〔三 同上〕

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〇二の三 同上〕

二の四 〔同上〕

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、前条第五項第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によること。

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

〔三 同上〕

四 貯蔵容器等は、前条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

〔イ〜ハ 同上〕

〔五〜九 同上〕

十 選択弁は、前条第五項第十一号イからハまでの規定の例によるほか、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

〔十一 同上〕

十二 起動用ガス容器は、前条第五項第十三号の規定の例により設けること。

十二の二 〔同上〕

イ ハロン二四〇二、ハロン二二二一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、前条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号(同号ハを除く。)の規定の例により設けること。

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、第十九条第五項第十四号ロ及び第十六号（同号イ(ロ)を除く。）の規定の例により設けること。

十三 音響警報装置は、第十九条第五項第十七号の規定の例により設けること。ただし、ハロン―三〇―一を放射する全域放出方式のものにあつては、音声による警報装置としないことができる。

〔十四・十四の二 略〕

十五 非常電源及び操作回路等の配線は、第十九条第五項第二十号及び第二十一号の規定の例により設けること。

〔十六・十八 略〕

5 移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第六号ロ及びハ、同条第六項第二号から第五号まで並びに前項第三号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第四号イからハまで、第五号（HFC―二七e aに係る部分を除く。）、第六号、第六号の二、第七号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第八号及び第十六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〜三 略〕

（粉末消火設備に関する基準）

第二十一条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及びハ(ハ)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〜十二 略〕

十三 起動用ガス容器は、第十九条第五項第六号並びに第十三号ロ及びニの規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

〔イ・ロ 略〕

十四 起動装置は、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号（同号イ(ロ)及びハを除く。）の規定の例によること。

〔十五 略〕

十六 全域放出方式のものには、第十九条第五項第十九号イ(イ)、ロ及びニに規定する保安のための措置を講じること。

〔十七〜二十 略〕

〔5 略〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）

第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場
合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて届け

ロ HFC―二三、HFC―二七e a又はFK―五―一二を放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三 音響警報装置は、前条第五項第十七号の規定の例により設けること。ただし、ハロン―三〇―一を放射する全域放出方式のものにあつては、音声による警報装置としないことができる。

〔十四・十四の二 同上〕

十五 非常電源及び操作回路等の配線は、前条第五項第二十号及び第二十一号の規定の例により設けること。

〔十六・十八 同上〕

5 移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第六号ロ及びハ、同条第六項第二号から第五号まで並びに前項第三号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第四号イからハまで、第五号（HFC―二七e aに係る部分を除く。）、第六号、第六号の二、第七号（HFC―二三及びHFC―二七e aに係る部分を除く。）、第八号及び第十六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〜三 同上〕

（粉末消火設備に関する基準）

第二十一条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔同上〕

4 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及びハ(ハ)の規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

〔一〜十二 同上〕

十三 起動用ガス容器は、第十九条第五項第六号並びに第十三号イ及びハの規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

〔イ・ロ 同上〕

十四 起動装置は、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号（同号ハを除く。）の規定の例によること。

〔十五 同上〕

十六 全域放出方式のものには、第十九条第五項第十九号イに規定する保安のための措置を講じること。

〔十七〜二十 同上〕

〔5 同上〕

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）

第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場
合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

出なければならない。

一 消防用設備等 当該設置に係る消防用設備等に関する図書で次に掲げるもの及び消防用設備等試験結果報告書

イ 平面図

ロ 配管及び配線の系統図

二 特殊消防用設備等 当該設置に係る特殊消防用設備等に関する図書で前号イ及びロに掲げるもの、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）並びに特殊消防用設備等試験結果報告書

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第三十一条の四並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に適合しているかどうかを検査しなければならない。

〔3・4 略〕

5 第一項第一号の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 〔略〕

〔2〜6 略〕

7 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び第三十一条の七において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び第三十一条の七第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び第三十一条の七第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〜十 略〕

〔8 略〕

（消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物）

第三十一条の六の二 令第三十六条第二項第四号の総務省令で定める防火対象物は、全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）が設置されているものとする。

（登録講習機関）

第三十一条の七 第三十一条の六第七項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔2 略〕

（適用が除外されない不活性ガス消火設備）

一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書

二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第三十一条の四並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。）又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

〔3・4 同上〕

5 第一項第二号の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六 〔同上〕

〔2〜6 同上〕

7 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

〔一〜十 同上〕

〔8 同上〕

〔新設〕

第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔2 同上〕

（登録講習機関）

<p>第三十三条の二 令第三十四条第二号に規定する総務省令で定める不活性ガス消火剤は、二酸化炭素とする。</p> <p>2) 令第三十四条第二号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものは、第十九条第五項第十九号イ(ハ)及び(ホ)並びに第十九条の二の規定とする。</p> <p>(消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲)</p> <p>第三十三条の二の二 「略」</p> <p>(工事整備対象設備等着工届)</p> <p>第三十三条の十八 法第十七条の十四の規定による届出は、別記様式第一号の七の工事整備対象設備等着工届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類の写しを添付して行わなければならない。</p> <p>一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書で次に掲げるもの</p> <p>イ 平面図</p> <p>ロ 配管及び配線の系統図</p> <p>ハ 計算書</p> <p>ニ 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する前号イからハまでに掲げる図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲)</p> <p>第三十三条の二 「同上」</p> <p>(工事整備対象設備等着工届)</p> <p>第三十三条の十八 「同上」</p> <p>一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書</p> <p>〔新設〕</p> <p>ニ 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第十九条第五項第十三号イ、第十四号イロ、第十六号イロ及び第十七号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、不活性ガス消火設備で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 工事の着手が新規則の規定の施行又は適用の後である消防法施行令第三十四条の二で定める増築若しくは改築又は同令第三十四条の三で定める大規模の修繕若しくは模様替えに係る防火対象物における不活性ガス消火設備

二 新規則第十九条第五項第十三号イ、第十四号イロ、第十六号イロ又は第十七号ハの規定に適合するに至った防火対象物における不活性ガス消火設備

3 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、新規則第十九条第五項第十九号イ(ハ)の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

